

注意喚起

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城 千秋  
担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。  
日本医師会等より「新型コロナウイルス」情報が届きましたのでご報告致します。(全3頁)  
☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

.....  
(健Ⅱ230F)

令和2年1月28日

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

今般、日本国内において、新たに新型コロナウイルスに関連した感染症の症例（3例）が報告されたとして、厚生労働省より報道発表（下記URLご参照）がなされましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

同症例のうち1例は、奈良県在住の者であり、中国湖北省武漢市への渡航歴はなかったものの、バスの運転手として武漢市からのツアー客との接触があったことから、疑似症サーベイランスとして報告されたものであります。

なお、本日現在、我が国で新型コロナウイルスに関連した感染症患者が確認されたのは7例であります。

厚生労働省は、本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行うとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

- 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（5例目）（令和2年1月28日）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09154.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09154.html)
- 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（6例目）（令和2年1月28日）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09153.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09153.html)
- 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（7例目）（令和2年1月28日）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09158.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09158.html)

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について  
(指定感染症として定める政令等の閣議決定、厚生労働省電話相談窓口の設置)

今般の新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく「指定感染症」(二類感染症相当)と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が閣議決定されましたので情報提供いたします(別添資料ご参照)。なお、施行期日は2月7日としており、厚生労働省より正式な通知が発出され次第、あらためてご連絡申し上げます。

また、同感染症について、厚生労働省に電話相談窓口(コールセンター)が設置されましたのでお知らせいたします。

(電話番号 03-3595-2285 受付時間 9時00分~21時00分)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

.....

さらに、国が設置する「休日・夜間ワンストップ型相談窓口」の電話番号は下記のとおりですが、利用対象者は医療機関のみとなっており、外国人患者本人からの相談は不可となっております。

また、電話番号は都道府県等を通し医療機関にのみ周知され、公表はされていませんので、取扱いには十分注意していただきますようお願い申し上げます。

●「休日・夜間ワンストップ型相談窓口」電話番号：03-6371-0057

沖縄県保健医療部地域保健課 結核感染症班 担当：岡野、久高

TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

# 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

## 概要

- 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づき指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。
- 【政令制定・改正】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令案  
検疫法施行令の一部を改正する政令案

## <参考>

**指定感染症:** 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルス等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

**検疫感染症:** 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
<b>国内対策</b> (1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も) (2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。 (3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。	① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供 ② 医師による迅速な届出による患者の把握 ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)	
<b>検疫</b> (1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)	5